

## 議事案件

### 1) 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（自己評価）について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領第8により、令和6年度地域公共交通確保維持改善事業（令和5年10月1日～令和6年9月30日）に関する事業評価（自己評価）について審議する。

#### 1 町民バスの運行状況（対象期間：R5.10.1～R6.9.30）

##### ①運行路線

1日合計9便

- ・市街地循環線（イオンモール～下田駅～百石中央～イオンモール） 1日4便  
（イオンモール～下田駅～イオンモール） 1日3便
- ・北線（朝便：向山駅西口～おいらせ病院前） 1日1便  
（夕便：石田温泉病院前～向山駅西口） 1日1便

##### ②利用状況等

町民バス年間利用者数 25,235人（1日当たり平均 69.1人／対前年 △17人）

- ・現金乗車 19,947人  
（大人 19,632人） ※1回 200円  
（小学生 315人） ※1回 100円
- ・回数券（11回券） 1,157人
- ・回数券（13回券） 3,978人
- ・無料券 153人
 

おいらせ病院 11人  
 いきいき館・のびのび館 141人  
 老人福祉センター 1人

##### ③運行経費等

《運行経費一覧（地域内フィーダー系統確保維持費補助金関係）》

| 系統名         | 経常費用        | 経常収益       | 補助対象経費   | 補助金額    |
|-------------|-------------|------------|----------|---------|
| 市街地循環線(長路線) | 9,329,489円  | 2,437,384円 | 6,892千円  | 3,446千円 |
| 市街地循環線(短路線) | 2,860,757円  | 971,642円   | 1,889千円  | 944.5千円 |
| 北線(朝便)      | 1,744,222円  | 411,275円   | 1,253千円  | 626.5千円 |
| 北線(夕便)      | 2,428,285円  | 440,561円   | 1,869千円  | 934.5千円 |
| 合 計         | 16,362,753円 | 4,260,862円 | 11,903千円 | 5,951千円 |

#### 2 おいらバスの運行状況（対象期間：R5.10.1～R6.9.30）

##### ①運行路線

町内全域（指定出発点～指定目的地点） 平日4台／土日祝日3台

##### ②利用状況等

おいらバス年間利用者数 28,249人（1日当たり平均 77.4人／対前年:4,490人）

- ・現金乗車 26,997人  
（大人 26,723人） ※単独乗車 10,391人／乗合乗車 16,332人  
（小学生 274人） ※単独乗車 20人／乗合乗車 254人

- ・乗合無料券 1,252 人  
 (大人 1,224 人) ※単独乗車 375 人／乗合乗車 849 人  
 (小学生 28 人) ※単独乗車 26 人／乗合乗車 2 人

### ③運行経費等

≪運行経費一覧（地域内フィーダー系統確保維持費補助金関係）≫

| 運行事業者    | 経常費用         | 経常収益        | 補助対象経費    | 補助金額     |
|----------|--------------|-------------|-----------|----------|
| 三八五交通（株） | 13,989,811 円 | 3,006,308 円 | 10,983 千円 | 5,491 千円 |
| 百石タクシー   | 4,666,719 円  | 2,125,067 円 | 2,541 千円  | 1,270 千円 |
| 円徳タクシー   | 4,597,390 円  | 2,002,343 円 | 2,595 千円  | 1,297 千円 |
| 合 計      | 23,253,920 円 | 7,133,718 円 | 16,119 千円 | 8,058 千円 |

## 3 事業評価（対象期間：R5.10.1～R6.9.30）

国の指定様式により「事業評価」を作成し、自己評価を行う。

- ・資料1「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価」
- ・資料2「事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について」
- ・資料3「事業評価概要資料」

## 2）町民バスの運行ダイヤ改正（令和7年4月1日）について

このたびの青い森鉄道線の運行ダイヤ改正（令和7年3月15日）に伴い、町民バスの運行において、青い森鉄道「下田駅」における青い森鉄道線への接続の利便性の向上を図るため、運行ダイヤ（時刻表・所要時分を含む）の改正について審議する。

### 1 所要時分の調整

#### ①北線（朝便）

現在の運行実績において、慢性的な運行の遅れがあるため、所要時分（停留所間の運行時間）の調整を行う。

⇒資料4「R7 町民バス運行ダイヤ改正（案）」の時刻表を参照してください。

- ・「マエダモール前」停留所～「緑ヶ丘二丁目」停留所  
 所要時分 0 分→所要時分 1 分
- ・「トライアル前」停留所～「旭ヶ丘団地中央」停留所  
 所要時分 2 分→所要時分 3 分

### 2 運行時刻の見直し

#### ①市街地循環線（第2便）

青い森鉄道線のダイヤ改正により、下り列車「青森行」の下田駅到着時刻が10時19分から10時41分となるため、市街地循環線の下田駅発車時刻を10時34分から10時47分へ変更を行う。

⇒資料4「R7 町民バス運行ダイヤ改正（案）」の時刻表を参照してください。

## 【見直し案】

| (変更前)    |       | (変更後) (青い森鉄道) |       |
|----------|-------|---------------|-------|
| 停留所名     | 第 4 便 | 停留所名          | 第 4 便 |
| 下田駅前 (着) | 10:33 | 下田駅前 (着)      | 10:33 |
| 下田駅前 (発) | 10:34 | 下田駅前 (発)      | 10:47 |

青森行  
10:41

## ②市街地循環線 (第 3 便)

イオンモール下田敷地内では、他社 (つばめ交通) が運行するイオンシャトルバスと町民バス (市街地循環線・第 3 便) の出発時間が重なることがあるため、イオンシャトルバス (11 時 25 分発) が出発した後に、市街地循環線第 2 便が到着し、そのまま第 3 便として出発できるように、発着時刻 11 時 35 分に変更する。

⇒資料 4 「R7 町民バス運行ダイヤ改正 (案)」の時刻表を参照してください。

## 【見直し案】

| (変更前)        |       | (変更後) (つばめ交通) |       |
|--------------|-------|---------------|-------|
| 停留所名         | 時 刻   | 停留所名          | 時 刻   |
| イオン着 (第 2 便) | 11:22 | イオン着 (第 2 便)  | 11:35 |
| イオン発 (第 3 便) | 11:30 | イオン発 (第 3 便)  | 11:35 |

シャトルバス  
11:25

## その他

### 1) おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の改正について

道路運送法、道路運送法施行規則及び国土交通省ガイドライン (地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について) の一部改正に伴い、附属機関である「おいらせ町福祉有償運送運営協議会」 (介護福祉課所管) を廃止し、「おいらせ町地域公共交通会議」 (政策推進課所管) へ統合する。

#### ①改正ポイント 1

地域公共交通会議の所掌事項から「乗合旅客運送 (路線バス等) の運賃・料金等に関する事項」を削除する。

※改正後の道路運送法第 9 条第 4 項の規定により、別途要綱により運賃協議会 (仮称) を設置する。

#### ②改正ポイント 2

地域公共交通会議の所掌事項に福祉目的による自家用有償旅客運送も含めた「自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項」を追加する。

#### ③改正ポイント 3

委員の定数を現行の 10 名以内から 20 名以内に変更する。

#### ④改正ポイント 4

委員の構成を現行の福祉有償運送運営協議会の構成員である福祉有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等を含めた構成員として再整理する。

⇒資料 5 「おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)」を参照してください。